

和歌山市建築基準法第51条ただし書許可に伴う都市計画審議会付議基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第51条ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）に係る都市計画審議会付議に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の2の2に規定する処理施設を新たに設ける場合に適用する。

第3 用語の定義

この基準における用語の意義は、次に定めるもののほか、法及び政令の例による。

- (1) 工業系用途地域 準工業地域、工業地域又は工業専用地域の用途地域をいう。
- (2) 住居系用途地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の用途地域をいう。

第4 計画基準

付議する計画は、次に掲げる基準に適合すること。

1 敷地の位置

- (1) 準工業地域（政令第130条の2の2第1号に掲げる処理施設に限る。）、工業地域、工業専用地域又は用途地域の指定のない区域であること。ただし、工業系用途地内で計画する場合は、隣接する住居系用途地域から50m以上離れていること。
- (2) 用途地域の指定のない区域は、次に掲げる項目に該当すること。
 - イ 既存集落から100m以上離れていること。
 - ロ 住居系用途地域から100m以上離れていること。
- (3) 都市計画に既に決定されている道路、公園その他都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。
- (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホームその他これらに類する建築物の敷地境界から100m以上離れていること。
- (5) その他市長が不相当と認める位置でないこと。

2 搬出入計画

- (1) 主要な搬出入路の幅員は、敷地面積に応じて下表の数値以上とすること。ただし、周囲の状況等により、交通安全上支障がないと認められる場合において、開発許可に伴う幅員の制限値を下回らない範囲内で、この数値未満とすることができる。

敷地面積	道路幅員
3,000㎡以上	9m
3,000㎡未満	6m

- (2) 道路の幅員により前号の規定を満足しようとする場合は、当該幅員以上の道路に接続するまでこれを行うこと。
- (3) 搬出入口の幅員は、原則6 m以上とし、必要に応じて隅切りやミラー等の設置など安全のための措置を講ずること。
- (4) 主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道及び信号が設置され歩行者の安全が確保される場合等はこの限りでない。
- (5) 廃棄物の搬入・搬出車両が路上にて待機や積降ろし作業を行うことがないように、事業用地内に必要な駐車場を確保すること。
- (6) 敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。

3 施設整備計画

- (1) 敷地の周囲を高さ1.8 m以上の塀、門扉等により安全上有効に遮蔽すること。
- (2) 敷地内に周辺施設と美観上の調和を図ることを目的とし植栽を行い、敷地面積に対する緑化率は、20%以上となるよう努めること。

第5 事前説明

次に掲げる者に施設計画の事前説明を行い、計画内容について十分理解が得られていること。(工業専用地域は除く。)

- (1) 敷地境界線から50 m以内の居住者、土地の所有者及び建築物の所有者
- (2) 当該敷地を区域に含む地区自治会の代表者等
- (3) その他市長が指定するもの

第6 その他

- (1) 公害防止対策を万全に行うこと。(公害関係法令等の適用対象外となる場合においても、これに準じて公害防止に努めること。)
- (2) 環境部局との調整が図られていること。
- (3) 都市計画部局との調整が図られていること。

附 則

- 1 この基準は、平成22年11月1日から施行する。